

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ  
取りまとめ

令和3年3月26日

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ

## 2. 目安年間エネルギー使用料金等について(別添2参照)

### (1)各エネルギーの単価設定

様々な統計調査の中から小売事業者表示制度の単価設定を行うにあたっては、①調査対象、信頼性の観点から②法律に基づく統計調査か否か、③調査のサンプル数及び④調査手法などを総合的に勘案して設定する。

なお、単価設定にあたっては、単価変動を考慮し、直近3年分の平均値(小数点第1位を四捨五入)で設定する。(電気温水機器の電気単価は単年)

#### イ)電気単価

電気単価については、電力取引報を活用し、設定する。

#### ロ)電気単価(電気温水機器)

電気温水機器については主に深夜電力を使用する契約となるため、電気温水機器の使用を想定している現時点で新規に加入できる契約プランごとに電気温水機器の電気単価に当該契約プランの年間消費電力量の割合で加重平均することで、より使用実態に近い電気温水機器の電気単価を設定する。なお、電気温水機器の統一省エネラベルに記載するエネルギー消費効率等は、東京・大阪(寒冷地仕様は盛岡)の外気温度で4人世帯(少人数用は2人世帯)を基準にしている。このため、なるべく当該基準に近い電気温水機器の電気単価を設定するため、東京電力エナジーパートナー(株)及び関西電力(株)(寒冷地仕様は北海道電力(株)及び東北電力(株))の料金プラン等を基に電気温水機器の電気単価を設定する。

#### ハ)都市ガス単価

都市ガス単価については、全数調査であるガス取引報を活用することも考えられるが、ガス温水機器の統一省エネラベルに記載するエネルギー消費効率等は、東京・大阪の外気温度で4人世帯を基準にしている。このため、なるべく当該基準に近い都市ガス単価を設定するため、東京ガス(株)及び大阪ガス(株)の一般料金等を基に4人世帯の都市ガス単価を設定する。(小売事業者表示制度の換算係数(46.05MJ/m<sup>3</sup>)を用いて体積に換算して算出)

#### ニ)LPガス単価

LPガス単価については、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査を活用し、設定する。なお、ガス温水機器の統一省エネラベルに記載するエネルギー消費効率等は、東京・大阪の外気温度で4人世帯を基準にしている。このため、なるべく当該基準に近いLPガス単価を設定するため、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の関東甲信及び近畿の値を基にLPガス単価を設定する。(家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の熱量(MJ)を小売事業者表示制度の換算係数(104.22MJ/m<sup>3</sup>)を用いて体積に換算して算出)

#### ホ) 灯油単価

灯油単価については、家庭部門の CO2 排出実態統計調査を活用し、設定する。なお、石油温水機器の統一省エネラベルに記載するエネルギー消費効率等は、東京・大阪の外気温で4人世帯を基準にしている。このため、なるべく当該基準に近い灯油単価を設定するため、家庭部門の CO2 排出実態統計調査の関東甲信及び近畿の値を基に灯油単価を設定する。(家庭部門の CO2 排出実態統計調査の熱量(MJ)を小売事業者表示制度の換算係数(37.04MJ/L)を用いて体積に換算して算出)

エネルギー	単価
電気単価	27 円/kWh
電気単価(寒冷地仕様以外の電気温水機器)	23 円/kWh
電気単価(寒冷地仕様の電気温水機器)	20 円/kWh
都市ガス単価	156 円/m <sup>3</sup>
LP ガス単価	706 円/m <sup>3</sup>
灯油単価	88 円/ℓ

#### (2) 各エネルギーの単価の改定

短期間で改定することは、市場には同じ機器でも2つの単価に基づくラベルが一定期間存在することになり、消費者及び小売事業者の混乱を招く恐れもあるとともに、小売事業者の負担が大きくなる。このため、統計情報を随時確認するとともに、供給構造など大きな変化が確認された場合には、トップランナー制度の目標基準値の審議状況や消費者等への影響を考慮しながら単価改定の可否を検討することとする。

#### (3) 温水機器(ガス温水機器、石油温水機器及び電気温水機器)の表示方法

各温水機器のエネルギー消費量を算出するための給湯負荷を揃えるため、季節による気温・給水温度変化がより詳細に考慮されている電気温水機器の給湯負荷(JIS C 9220:2018)を活用して、各エネルギー消費量を算出することとする。ただし、ガス石油温水機器の区分 I (自然通気式)の機器は台所専用であり、電気温水機器の給湯負荷では過剰負荷となるため、ガス温水機器の給湯負荷(JIS S 2075:2011)の台所での給湯使用量から給湯負荷を設定することとする。ガス温水機器及び石油温水機器については、現在、目安年間エネルギー使用量を表示しているが、上述した給湯負荷から算出されるエネルギー消費量に、各エネルギーの単価を乗じて目安年間エネルギー使用料金を表示することとする。電気温水機器については、現在、本項目は表示されていないが、同じく上述した給湯負荷から算出される電力消費量に電気単価(電気温水機器)を乗じて目安年間エネルギー使用料金を表示することとする。

また、2. (1)で各エネルギー単価を設定したが、異なるエネルギー種別を比較す

るために各エネルギーの単価を決めた場合、実際に消費者が使用している各エネルギーの単価の差にばらつきが生じる可能性がある。そのため、温水機器の目安年間エネルギー使用料金を表示するにあたっては、その算出方法(エネルギー消費量と単価)等をラベルの注意書きに入れることとする。

### 目安年間エネルギー使用料金の表示イメージ



#### (4) 温水機器(ガス温水機器、石油温水機器及び電気温水機器)の換算係数

2. (3)で各温水機器のエネルギー消費量の算出方法を設定したが、異なるエネルギー種別を比較するために温水機器については、地域による外気温及び世帯人数によって給湯負荷に差が生じ、その差によるエネルギー消費量の差が各温水機器で異なる。そのため、WEBプロにおける地域の区分(8地域)及び世帯人数(1人～4人)に応じた給湯負荷ごとによるエネルギー消費量を算出し、ラベルに表示する目安年間エネルギー使用料金を換算する係数(換算係数)を定める。なお、地域及び世帯人数に応じた目安年間エネルギー使用料金を算出するためのWebページを作成し、ラベル上に当該ページのQRコードを掲載することで容易に情報が取得できるようにする。

#### ①ガス温水機器の地域及び世帯人数ごとの年間の目安ガス料金の換算係数

	世帯人数 1 人	世帯人数 2 人	世帯人数 3 人	世帯人数 4 人
地域の区分1	0.49	0.79	1.19	1.34
地域の区分2	0.48	0.77	1.16	1.31
地域の区分3	0.45	0.71	1.08	1.21
地域の区分4	0.44	0.69	1.04	1.18
地域の区分5	0.41	0.65	0.98	1.11
地域の区分6	0.37	0.59	0.89	1.00
地域の区分7	0.33	0.53	0.80	0.91
地域の区分8	0.26	0.41	0.63	0.71